

平成22年8月24日

「能勢高校を応援する会 “町ぐるみ応援団”」設立趣意書

能勢高校を応援する会
会長 西田 彦次

能勢高校は、昭和29年、「地元に住民のための高等学校を」との強い願いのもと産声を上げ、以来、地元住民の期待とニーズに応える教育を展開してまいりました。また、平成16年に、それまでの園芸科と普通科を総合学科に改編するとともに、能勢町立の東中学校と西中学校との連携型中高一貫校を開始いたしました。これを契機に、生徒の生活態度や学習意欲の向上、希望する進路の実現、地域の小中学校や住民の方々との交流など、著しい教育成果を収めてまいりました。

一方、入学者選抜におきましては、ほとんどの年で募集定員を満たすことができず、加えて、今後急速に進展する能勢町の少子化のなかで、定員を大きく割り込む可能性が否めない状況にあります。また、ご存知のように、能勢町でも町立の小中学校の統合など、まさに教育改革の波が押し寄せております。

そこで、能勢高校同窓会、能友会、PTAが中心となり、下記の理由により能勢高校が能勢町にとって必要な高校であることをあらためて多くの方々に周知し、能勢高校が地元の中学生が入りたい学校になるよう支援をしていくことを目的に「能勢高校を応援する会」を設立することといたしました。

つきましては、「能勢高校を応援する会」設立の趣旨にご賛同の上、「能勢高校を応援する会」に参加を賜りますことを心よりお願い申し上げます。

記

- 1 能勢高校は、総合学科や能勢地域小中高一貫教育（連携型中高一貫教育）のシステムをとることで、地元の多様な子どもたちが必要とする多様な教育を的確に提供できる唯一の学校であること。
- 2 能勢高校が地元にあることで、能勢の住民との交流その他を通して、相互理解を生みやすく、それによって協力関係を築きやすいこと。また、地元住民のニーズに則った教育を実現しやすいこと。
- 3 すでに地元の保育所、幼稚園、小学校、中学校との活発な交流が行われており、それらを通して、幼児、児童及び中学生が、指導者・先輩としての成長した能勢高校生を間近に見ることで、能勢高校、ひいては能勢町への愛着を抱くことを期待できること。
- 4 地元にあるため、多額の交通費を費やすことなく通える学校であること。

「能勢高校を応援する会“町ぐるみ応援団”」設置要項

(設置)

第1条 「能勢高校を応援する会“町ぐるみ応援団”」を設置する。

(趣旨及び目的)

第2条 本会は、大阪府立能勢高等学校が能勢町の子どもたちに与える現在及び将来の教育の意義を踏まえて、能勢高校の教育成果を広く発信し、能勢高校の必要性を広く訴えるとともに、能勢高校が地元の中学生在が入りたい学校になるよう支援することを目的とする。なお、本会は、能勢高校の教育内容に関与しないものとする。

(会員及び役員)

第3条 本会は、大阪府立能勢高等学校同窓会、能友会、P T A関係者をはじめ、上記の目的に賛同し、入会金を納める会員をもって構成する。

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 副会長 2名 監 事 2名 顧 問 2名
- (2) 役員任期は、1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。
(但し、再任は妨げない)

2 本会に特別顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大阪府立能勢高等学校同窓会会長をもって充てる。
- (2) 副会長は、大阪府立能勢高等学校能友会会長及びP T A会長をもって充てる。
- (3) 監事は、会長が委嘱する。
- (4) 顧問及び特別顧問は、会長が推薦する。

(役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計その他の事務を監査する。
- (4) 顧問及び特別顧問は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第7条 総会は、毎年1回開く。

第8条 総会においては次の事項を協議する。

- (1) 会務及び会計報告、議決、承認
- (2) 会の事業に関する協議
- (3) その他必要と認める事項

(専決)

第9条 会長は緊急を要する事項について、専決をすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、これを次の役員会等において報告しなければならない。

(経費及び会費)

第10条 本会の運営及び事業に要する経費は、入会金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

第11条 入会金は、一人につき1,000円とする。

(事務局)

第12条 本会事務局を大阪府立能勢高等学校同窓会内に置く。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年8月24日から施行する。